

東洋學報 第貳拾四卷第四號

昭和十二年八月

論 説

橋本氏の十干十二支考を讀む

飯島忠夫

橋本増吉氏が昭和九年一月以來東洋學報に連載せられた「十干十二支考」は十二年二月の第二十四卷第二號を以て完結を告げた。自分も嘗て干支に關する研究を同學報其他に於て發表したことがあり、橋本氏の研究はそれに對する駁論とも見ることが出来るので、其の完結の機會に於て更に聊か愚見を開陳して見ようと思ふのである。

干支に關する自分の意見は、それを以て戰國時代に始めて成立したものとし、戰國以前のものと稱せられて居るすべての典籍や器物の銘などに見える干支は、皆戰國時代又はそれより以後に於て記されたものとするのである。その論據は暦法の研究によつて得たところのもので、戰國時代の頃にある周の顯王の三年、即ち西紀前三百六十六年に於て、歲名が甲寅、歲の初なる正月が甲寅月、正月朔が春の初なる立春に合して、その日の名が甲寅であり、且

つその日の初は寅の刻から起るものとして、それを暦元の點とし、その歲月日時の名が共に十干の第一なる甲と十二支の第一なる寅(戰國から漢初には、寅を第一位に置く方法があつた)とに揃へてある事實と、古代暦法の規定に照して、この暦元の點に於て占むべき天體の位置が、何れも現今の計算によつて知るべき眞の天象と符合して居ることとに本づいて、自分は暦の元始の歲月日時の名が皆元始の意義に合するところの甲寅に揃つて居て、しかもそれらが皆眞の天象に符合して居るのは、此年の外には決して起らない現象であるから、干支は古代から用ひ來つたものが、此年に於て偶然に揃つたのではなく、此の時代の暦法家が有意に構成したものであつて、此の西紀前三百六十六年の正月朔立春の日を基點として、甲寅から始めて、前後に及ぼして、日に配當し併せて歲月と時刻とも配當したものと考定した。これが第一の論據である。そして、此の時代には既に陰陽五行説も存在したことが明かであるから、漢代の書に見える干支の名稱の解釋が陰陽五行説に據つて居るので以て干支成立當時から大體に傳承せられたものとした。これが第二の論據である。そしてこの時代の暦法も陰陽五行説も、皆アレキサンドルのベルシャ征服(B.C. 331)の前後に於て、西方からの影響を受け、且つ支那的色彩を具へて成立したものと見做して居るのである。

新城博士は、大正の初年に於て、陰陽五行説から全然分離して、新に干支の文字を解釋せられたが、橋本氏も、此度また一層深く突込んで、干支の文字の本來の意義を闡明しようと努力せられた。二氏は皆、五行説を以て戰國時代に成立したものと認めたけれども、干支の起源

は尙非常に古いものと信じたので、此の様な態度を取られたのである。そして橋本氏は、殷墟の甲骨の上に刻せられた干支の文字を本として、十二支の子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥は、そのまま鼠牛虎兔龍蛇馬羊猿雞狗猪の象形文字であると論定せられるに至つたのである。後漢の許慎は說文解字の書の中に、巳を蛇亥を豕の象形として説明を試みたことがあつたが、その他の十字を皆鼠牛等の象形として説くのは、これまで一人も試みなかつたことである。許慎は主として篆書によつて解釋したのであるが、篆書の筆畫を省略して、それを非常に簡単にしたものとも見られる甲骨文字によつて、その本づくところの圖象を推測するることは、多分の想像を加へる餘地が存するのであるから、橋本氏の説は容易に決定的のものとすることが出来ないのである。

十二支を十二動物に配當してある記載は、後漢の王充の論衡に始めて見えるのであるが、近年洛陽古城址の北郊金村に於て、周末の韓國の古墓數個が發掘せられて、多數の出土品が世に現れたが、その明器の中に、十二支獸と認められる青銅製の小動物像七個があり、それが十二支獸の中の虎、兔、龍、羊、猿、雞、猪の七者であることは注目に値するもので、此の古墓の年代をば橋本氏が、その中に東周の二字を有する圓錢の存在したことによつて、戰國後期と推斷せられたことは至當と思はれるから（史記に依れば、東西兩周が分立したのは、赧王の初年からで、赧王即位は B.C. 314 である）十二支獸は戰國時代に於て既に成立して居たことを認め得るのであるが、しかしそれより以前に存在したといふ證據はまだ發見せられないのであ

十干十二支の問題は支那上代文化史に於ける最大の難問で、他には殆んど之に匹敵すべきものがないのである。橋本氏は明治四十五年から大正三年に亘つて、東洋學報に「書經の研究」を發表せられたが、その結尾に於て、甲子六十の週期の起原について大なる疑問を投じて置かれた。それより二十餘年を経た今回、「十干十二支考」はこの疑問に對して始めて解決を與へようとせられたものである。その苦心研鑽の跡は歴々として顯はれて居て、實に嘆服に堪へない。しかし問題は尙残つて居るのである。

明の朗瑛は、その著、七修類藁に於て、鼠牛等の配置を陰陽説によつて説かうと試みて居る。ここにその要を擧げれば、

子爲陰極。幽潛隱晦。以鼠配之。

午爲陽極。顯明剛健。以馬配之。

丑爲陰也。俯而慈愛。生焉。以牛配之。

未爲陽也。仰而秉禮行焉。以羊配之。

寅爲三陽。陽勝則暴。以虎配之。

申爲三陰。陰勝則點。以猴配之。

日生東。而有酉酉之雞。

月生西。而有東卯之兔。此陰陽交感之義。

辰巳。陽起而動作。龍爲盛。蛇次之。故龍蛇配焉。

戌亥。陰歛而潛寂。狗司夜。猪鎮靜。故狗猪配焉。

これは子丑等の文字の構造を以て直に鼠牛等の形に象つたと說いたのではないが、子丑等を十二方位又は時刻に配當する上からして、正北であり又夜半である所の子に鼠を配し、正南であり又日中である所の午に馬を配し、正東であり又日出である所の卯に陰陽交感の意義を含めて、月に象るところの兔を配し、正西であり又日没であるところの酉に、又同様の意義を含めて、日に象るところの雞を配したと說き、同種類の說き方をその他の八個のものに及ぼしたのである。日を雞に、月を兔に象つたのは、日の中に三足の鳥が居り、月の中に兎が居るといふ傳説に本づいたものであらう。この朗瑛の說も亦多くの想像が加はつて居るものではあるけれども、やはり橋本氏の文字構造説とその巧思に於ては伯仲の間に在るものとして差支がない。然るときは、十二支に動物を配當するのは陰陽説によつたものと言ふことも出来るので、陰陽説の起原については、橋本氏は、それを非常に古いものと認めて居られるのであるから、朗瑛の説をも強ひて排斥せられることはなからうと考へる。

十二支は、陰陽五行説を用ひれば、その文字の形の上からも又その文字の音即ち言語の上からも、何とか解釋を附け得るのであるが、橋本氏の方法では、たとひ多少の無理があるとしても、文字の形の説明は先々出来るかも知れないが、言語の説明は全然附け得られない。鼠牛等の象形を書きながら、何故に「ソ」「ギウ」などと讀まないで「シ」「チウ」などの言葉を當てたかに

ついては橋本氏はただ「支那に於ては同一の事物を呼ぶに二種或は三種の言語を以てすること」は決して稀有なる事例ではない」と言つて居るのみで、方言の異同とか、或はその他による解釋をば少しも施しては居ない。この點はまだ徹底しないところだと思はれる。

十干の文字の形の構成についても、橋本氏はまた甲骨文字によつて新しい説を立てられた。そして、甲と乙、丙と丁、戊と己、庚と辛、壬と癸との間に各剛と柔との二元的對立の觀念を有して居るものと認められた。剛と柔との對立は陰陽五行説の時代に於ても言ふ所のもので、甲丙戊庚壬を剛日とし、乙丁己辛癸を柔日とすることは、戰國以來の學術を傳へた淮南子にも明に記されて居る。剛は即ち陽であり、柔は即ち陰であつて、易經の説卦傳には「立天之道曰陰與陽。立地之道曰柔與剛。立人之道曰仁與義」と言つて居る。然るときは、橋本氏が字形の解釋こそ新しけれども、剛柔の對立による説明は、陰陽五行説の存在した時代にも順應するものであつて、それを陰陽五行説の成立以前に置かねばならぬといふ理由はなくなるのである。

橋本氏は、陰陽説を以て非常に古い起原を有するものと考へ、五行説を以て戰國時代に發生したものとする。⁽⁸⁾自分は陰陽説と五行説とを以て共に戰國時代に發生したものとし、兩者が、支那古代の文献の上に於て常に相並行し相關係して存在し、陰陽は日月に五行は五惑星に配合せられて居るので、五行を以て陰陽の一段展開した形と認め、兩説の發生は天文學と關係があるので、各別々に成立したものではなく、その發生時代の先後をば區別すべき

ではないと考へるところから、それを陰陽五行説と連稱して居る。陰陽説と五行説との分離と非分離とは橋本氏と自分との見解の相違する所である。

さて又、干支の起原を戰國時代に置かうとする自分の第一の論據たる西紀前三百六十六年に、歲月日時の初が共に甲と寅とに揃へられて居るといふことについては橋本氏は何等の駁論をも加へられないが、それに既に新城博士の駁論があり、又自分の答辯があるのであるから、この機會に更に簡単に述べて置かうと思ふ。

新城博士は、初には、この西紀前三百六十六年のことを問題として居られたが、後に至つて、昭和三年六月に著して、東洋天文學史研究の中に載せられた「戰國秦漢の曆法」に於ては、西紀前三百六十六年甲寅は問題とすべき價値なきものとして、干支の起原に關する自分の第一の論據を根柢から覆へさうと試みられた。そして此の論據の第一の資料となるべき唐書曆志にある大衍曆議の文なる。

顓頊歷、上元甲寅歲、正月甲寅、晨初合朔立春、七曜皆直、艮維之首。……其後呂不韋得之爲秦法、更考中星、斷取近距、以乙卯歲己巳合朔爲上元。

といふものを縦横に批判して、斯の如き顓頊暦は歴史的事實としては存在しない」と論じ、又「ここに假想せる如き顓頊暦は、戰國時代以來漢初に至る間に於ては實行されざるは勿論、論議されたることもなきものである」と論ぜられた。顓頊暦は秦始皇以來漢武帝の時まで百十七年間施行せられたものであり、この暦について、武帝改暦以前の書なる淮南子にも、改

暦の頃に著された史記にも、又、その後の書なる漢書・後漢書・晉書・宋書にもその記載があるから、それは自ら唐書に連絡を保つて居るもので、新城博士の言は誤つて居る。博士は假想の顚頷暦と眞實のそれとを區別せられるのであるが、此の如き區別は無意味である。

さて此の駁論に對して、自分はその翌昭和四年に「支那の古暦と暦日記事」といふものを東洋學報（一七ノ四、一八ノ一）に出して、大衍暦議及び其他の資料によつて顚頷暦の實質を論じ、大衍暦議の文が必ずしも戰國時代より漢初までの知識と矛盾するものでないことを明にした。それを簡単に再録して見れば、大衍暦議の文に連絡させて考ふべきものの中に後漢の蔡邕の記したものがある。それは、

顚頷暦術曰天元正月己巳朔旦立春俱以日月起於天廟營室五度。

といふのであり、そして又、大衍暦議には次の文もある。

洪範傳曰暦紀始於顚頷、上元太始閼逢攝提格之歲、畢陬之月、朔旦己巳立春。

この文にある閼逢は甲、攝提格は寅、畢は甲、陬は寅に當るところの歲名及び月名の異名である。顚頷暦二十一卷、顚頷五星暦十四卷は漢代に存在して居り、その失はれたのは南北朝の末のことと思はれるので（漢書・藝文志にあつて、隋書・經籍志にないから）、蔡邕が引いた顚頷暦術の言もこれと一致すべきものであることは明である。又、洪範傳は洪範五行傳のことである。前漢の劉向の著と思はれるから、その中に記してあるものも、またこれらの書にあつたものに據つたのであらう。そして、前に引いた大衍暦議の文も、その傳統によつたもので、これら

と矛盾して居ないものと考へられる。上元にある正月己巳朔旦立春の歳を以て、一は甲寅とし、一は乙卯としたことは、そこに一年の相違があるが、その年を甲寅とするのは漢武帝の改暦以前に於て使用せられた法であり、乙卯とするのは現行の歳名の干支に連絡するもので、後漢の四分暦以來使用せられる法であり、尙溯つては前漢時代に起つた殷暦の歳名の傳統に接するものであるから、漢初以前の歳名としては甲寅の方を取らねばならぬ。それは、武帝の改暦以前に著された淮南子に、

太陰元始建子甲寅、一終而建甲戌、二終而建甲午、三終而復得甲寅之元。

とあつて、甲寅元始を稱して居ることによつても知られる。故に B. C. 366 は、現行の干支を以て推せば乙卯であり、顓頊暦の干支を以て推せば甲寅となるのである。又正月己巳朔旦立春とあるのは、B. C. 366 からこの暦法によつて、一千百四十年を溯つた B. C. 1596 甲寅歳に正月朔立春が己巳の日を當ることを言つたもので、それより又一千百四十年を溯れば、B. C. 2646 甲寅歳に正月朔立春が甲申となり、更に一千百四十年を溯れば、B. C. 3786 甲寅歳に正月朔立春が己亥となり、それより更に一千百四十年を溯れば、B. C. 4926 甲寅歳に正月朔立春が甲寅となるのであつて、大衍暦議に秦の宰相呂不韋が近距を斷取したとあるのは、上元を此の遠い B. C. 4926 甲寅歳から近い B. C. 1506 甲寅歳に移したといふ意義と解釋されるのである。

顓頊暦が秦始皇帝以來前漢の武帝の太初元年の改暦まで實行されて來たことは、史記の

秦始皇本紀に、

二十六年、……改年始、朝賀皆自十月朔。

とあり、又漢書律曆志に、

漢興方綱紀大基庶事草創襲秦正朔以北平侯張蒼言用顓頊曆。

とあるによつても知られる。又、顓頊曆が戰國時代の曆法に多少の新意を加へたものであることは、秦始皇帝の宰相呂不韋が近距を斷取したといふ傳説があり、又歲首を冬十月に移して、月名をば舊のままにしてあるのによつて知られる。史記の天官書に「甘石曆五星法」といふ語があるが、甘石は齊の甘公と魏の石申とであつて、皆戰國時代の人物であるから、これが顓頊曆の基礎となつて居るのであらうと思はれる。又史記の曆書には、

蓋黃帝考定星歷、建立五行、起消息、正閏餘、……顓頊受之。

とあるから、顓頊曆以前の曆法を黃帝の曆法と呼ぶことも出来るのである。そこで漢書律曆志には、太史令張壽王の言として、

黃帝調律曆、漢元年以來用之。

とも記してあるのである。そして、淮南子に淮南王の元年即ち漢の文帝の十六年(B.C. 164)を丙子歳としてあるのも、之と一致するのである。されば、顓頊曆の實質は黃帝の曆法即ち戰國時代に用ひられた曆法と同一のものと認められる。新城博士がこの假想的の顓頊曆は戰國時代以來漢初に至る間に於ては實行されざるは勿論、論議されたることもなきもの」

と言はれたのは不當の言であると謂はねばならぬ。

自分は尙昭和八年に東洋學報(一一〇)に出した「殷墟文字の年代」の中に於ても、戰國時代の曆法を論じて、その日月の算法は、漢代に於て殷曆として傳へられたものと一致し、ただ日の初を子の刻即ち夜半の零時から、寅の初刻即ち午前三時に移した點に相違があり、又その歲名の當て方は殷曆よりも一年づつ後れる様になつて居るもので、これが即ち秦の顚頊曆の實質となつて居るものであると論じて置いた。

この顚頊曆の實質は、現今の天文學の計算によつて知らるべき戰國の初期の實際の狀態に符合し、大體西紀前四世紀の前半に於ける觀測の結果を本として造られたものと認め得るのであり、西紀前三百六十六年の甲寅歲正月朔旦立春は盡くそれらの名稱が指示するところの天體の位置に符合して居るのであるから、それを以て假想として一概に抹殺し得べきものではない。後世の諸種の曆法に於ても、一の曆法の元始の點を甲子の歲甲子の日に揃へることは屢々行はれて居たことであるが、それは公倍數を用ひて積算した結果によつて、悠遠なる上代にその點を設けたもので、皆その時に於ける眞の天體の狀態と符合して居るものではない。この西紀前三百六十六年のものは、歲月日時がすべて同名となつてしかも實際に符合して居るのであるから、特に重要視せねばならぬのである。新城博士は、最初から戰國時代の曆法では、西紀前三百六十五年を甲寅歲として居て、それが漢武帝以前まで繼續したといふ議論を立て、それによつて西紀前三百六十六年が甲寅歲に當るといふ

のを排斥し、又それに應ぜんが爲に淮南子にある文帝十六年丙子歲をも乙亥歲の誤と論じて居られるがそれは何等の確實な根據もないものである。

實際に於て、朔と立春(冬至から一年の八分の一を過ぎた日)と合一する日が甲寅に當るのは、西紀前三百六十六年から溯るとかば、B. C. 1911 に始めて存在するのであり、歲の名は B. C. 396 乃至 B. C. 382 頃の冬至點即ち牽牛初度(β Capricorni の附近)を基準として分割された天の十二次之上に於ける木星の位置によって附けられたものであつて、しかも冬至點は年に移動するものであるから、B. C. 366 の條件に合するものは此の年より以前及び以後に決して存在せず、又木星の週期を十二年としてあるから、眞の週期なる十一年八六に對して、約八十五年に、その所在が一次の狂ひを生ずるのであり、月の名も亦北斗の柄が黃昏の時に指す方向によるものであつて、それも亦冬至點の位置に伴つて影響を受けるものであるから、同様に B. C. 366 の條件に合するものは此の年より以前及び以後に決して存在しない。

但し冬至點の移動は一年間に僅に五十秒餘であるから、當分の間は條件に合して居ると見做すことが出来るのである。且つ木星(實は之と反対に同速度で天を廻るものと假想され、太陰)の位置の十二支と、北斗の柄の方向の十二支とは、その東より南を經て西を過ぎて北へ廻るところの回轉の順序を同一にし、又兩者共に子の位置を正北に當てて居るのであるから、これらの組織の精神は一貫して居るのであつて、皆同時に考案されたものであらねばならぬ。その時は B. C. 366 を距ること遠からざる後と思はれる。故に西紀前三百六十六

年に於ける歲月日時共に甲寅に合する状態は全く唯一のものである。

北斗の柄が指す方向とは、嚴密な意義で言へば史記の天官書にある如く北極から大角(Arcturus)の傍にある攝提星を貫く線の指す方向であつて、攝提星は牽牛初度の冬至點と七十五度の距離を保つ様に組織されて居て、冬至の夜の初昏即ち午後七時に於て攝提星は丁度子の方位の中央を指すこととなつて居る。木星には攝提といふ別名があり、木星が冬至點に出る年は攝提格即ち寅歳であり、北斗の柄が指す方向に在る星も攝提であつて、それらの名稱の間には密接なる關係がある。

以上述べた所によつて、歲と月とに干支を當てたのは B. C. 366 を基點としたことが明かである。然るときは、日の干支のみを、從來使用し來つたものがこの年の正月朔立春の日に、丁度甲寅となつて居て、それが新に制定せられた歲名と月名とに偶然にも一致したと見るべきであらうか。又はこの日が甲寅であつた爲に、歲にも月にもこの名を適用して、それを同一名稱に揃へたと見るべきであらうか。又は歲と月とに甲寅なる名稱を與へたと同時に、日にもまたそれを與へたと見るべきであらうか。木星の天を一周する週期は約十二年であり、一年に於ける月の數は約十二月であるから、歲名と月名とを十二とすることは自然の數によつたものである。然るに日を十二づつの週期によつて數へることは何等の自然的根據がない。これは歲の數、又は月の數から類推したものと考へなければならぬのである。然るときは、十二日の週期は十二歳十二月に配する十二支の制定せられた時に造られる。

たものとも推測することが出来るのである。

若しも殷墟の甲骨文字を所謂殷代の眞物と見るか、或はその年代を引下して、橋本氏の言の如く、(氏はその理由を明示しては居ないが)それを春秋からそれ程遠く溯らない以前のもとのとするならば、その中には甲子を第一位として癸亥まで六十の干支を列記した刻文があるから、甲を十干の第一位とする思想は戦國時代以前から成立つて居たと見るべきものとなるであらう。そこで、西紀前三百六十六年の正月朔の日が偶然にも甲寅となつて居たので、この年を暦元として、歳にも月にも新に甲を附けることは、都合よく統一的に成立つたら、それにつれて、従前は子を十二支の第一位として居たのを變じて、寅を新に十二支の第一位に移して、それを歳と月とに附したと考へねばならぬ。しかし、又何故に、此年を暦元として始めて歳と月とに干支を附するに當つて、それに従來第一位として居た甲子(まだ五行説的意義を帶びない)を附けることを躊躇して、ただ日の名稱に引かれて甲寅として置いたのであらうか。それが疑問となるのである。

十干十二支の文字の構造やその語義から考へるときは(勿論漢代の書にある説明を参考して)、十二支の中で五行の木に當るところの寅が第一位として同じく十干の中で木に當るところの甲と同様の位置に在るべきことには疑がない。又、漢代の書にある十干十二支の意義は、寅を子と取換へて第一位とした後、新に牽強附會されたものとは思はれない。何となれば、それがよく文字言語の本質に即した説明であるからである。陰陽五行説は、古典の

記載によれば、支那文化の最初の時から成立したものである。古典をそのままに信すれば、陰陽五行説によつて干支を説明することに疑を挟むべきではない。橋本氏の如く干支の成立を以て非常に古いものとし、又陰陽と五行とを引離して、五行説のみを戦國時代の成立とし、陰陽説をば五行説よりも遙に古いものとしても、漢代の書にある干支の解釋の骨子は陰陽説であるから、その解釋を變更する必要がない。しかし陰陽五行説の成立は、その實は戦國時代に在るものと認めねばならぬ。これがまた干支の成立を以て戦國時代に在るものと考へる理由となるのである。されば、甲子を第一位とすることが、西紀前三百六十六年以前に既に成立つて居たといふことは容易に首肯されないのである。

支那の上古の事實は殆どすべて儒家道家の學說や天文學や陰陽五行説の臭味を帶びて後世に傳へられて居る。それらの中から、これらの學說の發生以前に於ける原始的の形貌を分離しようとするのは容易の事ではない。それ故に論者は往々無理に分離して却て事實を歪曲する結果に陥ることがある。十干十二支を説くについても、この點には深く注意せねばならぬ。自分は干支について漢代の書に記してある解釋が、大體に於て干支製作以來傳承されたもので、しかも當初から陰陽五行説を含んで居たものと認めるのである。

以上述べ來つた理由によるときは、西紀前三百六十六年正月朔立春の日の名が從來陰陽説若しくは陰陽五行説の意味なくして用ひ來つた干支によつて、偶然にも甲寅であつたために、それを歲と月との名にも及ぼして、甲寅歲甲寅月と命名しそれらに對して新に陰陽五

行説の意味を附したとは、考へることが困難であり、又此の際に於て干支の組合せの順位を變更して、元來甲子を第一位としてあつたのを、新に甲寅を第一位とすることに改め、それを暦元の歳と月とに附したところ、それが偶然にも暦元の日の干支と同名になつたと考へることも亦困難である。それに反して、暦法の作者が此の年を基點として、歳と月とに甲寅の名を附したと同時に、日にもまた甲寅の名を附したと考へることは容易である。そこで又甲子を第一位とすることは、その後に於て第二次的に發展した取扱方であると見ることが出来るのである。従つて普通には非常に古いものと信ぜられて居る殷墟文字の年代も、また戰國時代以前に溯らせるることは出來ないこととなるであらう。それをば、或人の論ずる如く、單に極端なる説であるといふことのみによつて、打消すことは出來ないのである。

又、この時代の暦法に於て B. C. 366 から四千五百六十年の大週期を溯つた B. C. 4926 甲寅歳正月(甲寅月)甲寅朔旦立春(これは現代の知識による計算に於ては木星の位置も、北斗の柄の方向も、朔も、立春も皆符合しないものである)を以て上元としてあることから考へれば、若しこの年の正月朔旦立春の日の名が、從前から用ひ來つたものによつて、甲寅以外のものになつて居たとしたならば、暦の製作者は、その暦法によつて、此の年より以前の甲寅に當る年に、正月朔立春甲寅の日のあるところを求めて、それを以て暦元とすることとしたであらう。さて、この暦法によつて、甲寅に當る正月朔立春のある點を求めれば B. C. 366 から溯つて、

B. C. 366	B. C. 1506	B. C. 4926	B. C. 6066
" 2646	" 3786	" 7206	" 8346

等を得る。これらの各年の間は一千百四十年一つを隔てて居る。又B. C. 366の正月朔立春の日を甲寅とするときは以上の各年に於ける同じ日の干支は

B. C. 366 甲寅	B. C. 1506 巳酉	B. C. 4926 甲寅	B. C. 6066 巳巳
" 2646 甲申	" 3786 巳亥	" 7206 甲申	" 8346 巳亥

等となつて、四千五百六十年を隔つる毎に同一のことを繰返して居て甲寅以外にはただ己巳甲申己亥の三種があるだけである。故に若しも干支が遙なる上古から傳はつて来て居て、B. C. 366 正月朔が甲寅以外の日に當つて居た時には、それがこの三種の名の何れかであつた時の外は如何なる古代に溯つても、歲月日時を甲寅の名に捕へることは不可能である。此の時代の曆法は占星術的色彩に富んで居て、十干十二支の名は直に歲月日時の性質とその吉凶とを示して居り、従つて元始の歲月日時は元始たるべきものに相當した干支を帶びて居るのであるから、六十種の干支の組合せの中で、僅にただ甲寅、己巳、甲申、己亥の四種のみが、此の年の正月朔立春に當つて居た時の外は、この占星術的曆法の大組織が成立し得なかつたと考へることが果して可能であらうか。それ故に、この四種の中の甲寅が、この年の正月朔立春に當つて居たといふ偶然の事情に本づいて、曆法の大組織が構成されたとは、自分は到底考へることが出來ない。しかし、偶然の一一致といふことが、絶対にならうとは

斷言されない。それ故に若しどこまでもかかる偶然の事情を認めて、干支が戰國以前に存在したと主張しようとすれば、干支の名を記した遺物遺書について、その製作年代の戰國以前であることを確實に證明せねばならぬ。然るに、現今までの所では、此の如き要求に應すべき遺物遺書は絶対に存在しないのである。論者は殷墟文字や、古銅器の銘や、詩經書經春秋等の古典に干支が含まれて居ることを擧げようとするであらうが、それらはまだ確證とすることが出來ない。論者の如き態度を持する學者は或は、日本書紀によつて、我國では、今より二千數百年以前に既に支那傳來の日の干支が使用されて居たことを證明せんが爲に、その頃の朔に附してある干支が、現今の計算法によつて求め得べき眞實のものと符合して居ることを引くかも知れぬが、我が日本に於て支那の曆日が用ひられたのは遙に後世からであることは、同じ日本書紀によつて推測されることで、本居宣長も既に眞曆考を著して、この事に論及して居る。然る時は、詩經や春秋の朔及び日食の日の干支が現今の計算法によつて知るべき眞實のものに符合して居るもの、また深くその理由を検討せねばならぬのである。

上述の如く、自分の干支起原に關する第一の論據はまだ、新城博士の駁論によつて顛覆されて居ないのであり、第二の論據即ち陰陽五行説による解釋は橋本氏の陰陽説による解釋と必ずしも兩立すべからざる立場にはなつて居ないのである。ただ兩氏及び其の他の反對論者と自分との立場の相違は、殷墟から出る甲骨文字や、詩經春秋等の記載を戰國以前の

ものとするか、戰國時代のものとするかの點である。即ちこれらの資料を信じてかかるか、疑つてかかるかの相違である。初から信じてかかるとすれば論はないのである。疑つてかかるものに對しては、その疑が理由のないものであることを明確に論辯せねばならぬ。

ただ殷墟といふ地名のある所から發掘したものであるといふだけで、それを殷代のものでなくてはならぬと固執し、春秋は孔子が作ったといふことが孟子に書いてあるからそれを信ぜねばならぬと主張するやうなことは出來ない。殷墟といふ名のある以上、それは殷の都の址であつたと解すべきであらうが、さりとて、そこから發掘されるものが殷代のものでなくてはならぬといふ理由は決して成立たない。それはあらゆる他の手段によつて證明されねばならぬのである。

そこで橋本氏は、先づ甲骨文字や古銅器の文字を捉へ來つて、その文章の中にある暦法を研究し、それを以て、戰國よりは遙に古いものとすべきことを證明し、又、五行説から分離して干支の意義を説かうと試みられた。（氏の干支の説は既に前に論じて置いた。）氏はその準備として、主としてギンツェルの暦法學に據つて、世界各地の未開民族の用ひる暦法を調査し、又、古代文明諸國の暦法を研究し、暦法發達の階程を六段に分けて説き、甲骨文字の暦法を以てその第三階程に合するものとし、古銅器の文字の暦法を以てその第四階程に合するものとし、詩經春秋の暦法を以て、その第五階程に合するものとし、戰國時代の暦法を以て、その第六階程に合するものとした。しかし、氏はなほ甲骨文字の年代を以て、普通の論者の如く、所

謂殷代のものと輕信することに満足せず、それを「春秋時代からそれほど遠く溯るべきものではあるまい」と論じて居られる。

暦法發達の第三階程の一例として、橋本氏は、スマトラの西北部に住するアチン族のものを擧げた。アチン族の上流階級はアラビヤ人の後裔と稱するもので、同教徒である。此の民族は月の盈虧による朔望月によつて、十二個月を一年として、その間に三百五十四日を置く(これは同教徒の用ひる暦法である)ことの外に、Kanone 卽ち「出會」(これは一方に朔望月があるのであるから、直に月と譯することは出來ないものである)といふことを觀測して日を區分する。それは、三日月が蝎座と出會ふ時を第一の「出會」とするのである。そして次の「出會」は同じ蝎座の邊に再び月が現れる時で、此の時の月の形は三日月にはならない。此の如くして月が種々の形を取りつつ蝎座と出會ふことが十三回繰返された後に、第十四回にはまた元の三日月になつて、ここに一年の経過を終つて翌年に入るのであるが、その一年は三百五十四日とは殆ど一致するけれども、眞の一年よりは十日許も短いのであるから、數年を経過する間には、一年の中に十四回の出會を入れて、その齟齬を調節して季節の狂はぬ様にするのである。一の「出會」と次の「出會」との間は二十七日三分の一許に當るもので、これが恒星月(Sidereal Month)と稱せられるものである。この恒星月は上古の印度の暦法の中にも朔望月と並んで存在する。我國で二十八宿を日に當つてことがあるのも此の類であつて、印度傳來のものである。スマトラの東方にあつて、一層印度に遠ざかつて居るジャワには、同教

文化が侵入する以前に於て、早く既に印度文化が侵入して居るのであるから、スマトラにもまた早くから印度文化が侵入して居たことと推測せられる。されば、このアチン族の恒星月の知識も、恐らくは印度の影響であらう。印度の暦法は上古に於て既に橋本氏の所謂第六階程に達して居り、アラビヤの暦法も、勿論古代文明諸國が第六階程に達した後の知識を含んでの構成であるから、アチン族の暦法を以て所謂第三階程に留るものと見ることは疑問とせざるを得ないのである。優秀なる文化が劣等なる土民の間に入り来るときにはその外觀が退化して原始的のものと誤解せられる様になることはあらう。しかしあチン族の暦法を以て直に原始的のものと断定してしまふことは出来ないのである。

橋本氏は甲骨文字の中から「十四月」と讀まれるものを取り出した。そしてそれをばアチン族の十四出會と同一のものと解釋して、暦法發達の第三階程にあることを示して居るものとしたのである。氏が「十四



圖

第一葉裏にある一の骨版の刻文(第十一圖)である。それは ||= としてある。此の骨版には、その他に —○ = と ||= とが

ある。葉玉森氏の殷虛書契前篇集釋には、この刻文を甲乙丙丁の四部に分けて、

森按、甲丁兩辭、十月下之 三、乙辭十月下之 三、疑並爲紀數字。非十三月十四月也。

と解釋して居る。—— 三は甲辭の中に、—— 三は乙辭の中に、—— 三は丁辭の中にあるものである。葉氏の解釋の當不當は姑く論ぜず、まづ一般に殷虛文字の中にある月名の記法を點検するに、

十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月(正月)
一一 𠂔 八 什 介 X 三 三 二											
DI K D D D D D D D D D D											
一一 𠂔 れ 𠂔 𠂔 介 X 三 三 二											
K DI D D D D D D D D D D											
一一 𠂔 八 十 介 X 三 三 二											
DI ID D D D D D D D D D D											
一一 𠂔 れ 月											
DI D											

十三月

一一一
一一一

月の順序を示す数字は、月の字の上部又は左右に記されて居るのが普通の形式で、十一月及び十二月の時に、極めて稀に「一」「二」が下部に密接して記されて居るが、此の如き時には、上部のものと一團の如くになつて居るのである。月の字は左向又は右向になつて居て、時としてはその中に一縦畫が入れられ、そして又輪廓が破れて居るものもある。輪廓が破れて居るものの中には、十月とも見えるのがあるが、しかし「一」と「二」とが極めて接近して居るので、十月とは自ら筆意が違ふことを認め得るのである。又、月名の下に他の數字を記すものもあつて、例へば、

一一一（殷墟書契前篇卷一、五十六葉）

の如きものがあるが、下の「一」「二」は月名に屬するものでないことは明である。橋本氏の注意した刻文のある骨版の中にも、亦

一一一

と記したものがあるが、下部の「一」「二」は前の例と同様に月名に屬するものとは認められない。されば同じ骨版の刻文中にある「一」「二」の下部の「一」「二」も、「一」「二」の下部の「一」「二」も、必ずしも月名に屬するものと断定すべき理由がない。況んや、それらの「一」「二」と「一」「二」とは、上の十月と分離して居て、普通の十一月・十二月等の記法に於て、「一」「二」等が下にある時の如く、上の十月と分離して居ないことも、一の疑問とすべきものである。殷墟書契前篇卷五の二十葉

にある **D1** 一は、葉氏の集釋にも十一月と解してあるが、それも **D1** と一との間隔が廣過ぎるから恐らくは十月一と解すべきものであらう。その他の刻文の中にも於て十四月とも讀まるべきものは、殷墟書契前篇卷三の八葉にある **☰ D1** (第二圖であるが、これは十四月ではなく、仔細に點検すれば月字の輪廓が上と下とに於て破れて居るもので、四月と讀むべき性質の文字である。そ



第一圖



第二圖

れは同書卷二の四葉に於て
六月が **介 D1** (第三圖)と記
してあるものと比較するこ
とが出来るのである。葉氏
も亦之に對して、四月と釋し
て居る。されば葉氏が「十四月」を認めないのは妥當の論であつて、決して橋本氏が批評した
如く、十四月は有るべからざるものとする先入の見に捉はれて居るものではない。

此の如く見來れば、橋本氏が殷墟文字中の暦法に十四月があるものとして、それをアチン
族の暦法と對照し、原始的の形式を有するものと考へたのは、證據が甚だ薄弱であると言は
ねばならぬ。氏はまた甲骨文字の **丁** を以て、月が參(オリオン)と出會ふ記號と解し、これを
以て恒星月の存在を證する補助にしようとして居られるが、この文字は尙他の説明を加へ
る餘地があるのであつて、決定的の證據とはなり得ないのである。

橋本氏は干支が春秋時代とは異なつた暦法を含むところの、甲骨文字の中にあることによつて干支の成立を春秋以前と決定し、且つジワに於て用ひられて居る五日の週と七日の週とを組合せた三十五日の週期が、その民族の固有の五日と印度傳來の七日との混合によるものであることを觀て、支那の干支もまた之に類似した成立を有するものと想像し、十干をば支那固有の日の數へ方、十二支をばバビロン傳來の十二獸環より脱化した日の數へ方と推測した。しかし此の如く推測する前に尙他の考へ方はなかつたであらうか。氏が詳説した古代メキシコの日の命名法は二十日と十三日とを組合せた二百六十日の週期を用ひるものである。そして一年を三百六十五日とするので、年の初の日の名が、年々に十三日の名の順序に移つて行き、従つてそれが年の番號ともなつて居る。しかしメキシコには、一方を固有とし、他方を外國傳來とすべき根據がないから、雙方共に固有のものと認めて置かねばならない。支那の十干十二支をも、メキシコの如く、雙方共に固有のものと考へることは、何故に不可と言はねばならぬか。その理由がまだ明かでないのである。メキシコの二十日の週は十進法を本として、その二倍を用ひたとすれば、一通りの解釋はつくと思はれるが、十三日の週については、左様に簡単には解釋がつかない。ギンツェルはそれを三日月から満月までの日數を取つたものと想像して、三日月が見える時から有明の月が見えなくなる時までの日數二十六日の半分を用ひたものであらうと論じて居るが、これも直に信用することは出來ない。自分が思ふには、原始民族の中には一年の中に含む月數が十二月と三分

の一強である事實からして、その標準月數を十二とするものと十三とするものとがあつて、シベリヤ西部の土人及びアメリカの土人の中には、今でもなほ一年を十三月とするものが居るのであるから、メキシコの十三の數も、亦この一年を十三月とする事とから導かれたもので、そして一年の日數三百六十五日が十三の倍數に一を加へたものであるから、年の初の日の名を以て年の順序を標示するに好都合になるといふことが、その成立を助けたのではあるまいか。この推測が假に許容されるものとするも、或は然らずとするも、メキシコのものが固有であるとすれば、支那の十干十二支もまた固有の發達を遂げたもので、その十干は十進法の數へ方に據つたもの、十二支は一年に於ける月の數に據つたものと考へることが出来るであらう。然るときは、橋本氏の如く、十二支を以て必ずしもバビロンの十二獸環から脱化したものと考へるの要はなくなるであらう。但し、バビロンの十二獸環もまた一年に於ける十二月の新月又は滿月の現れる位置から發達して來たものであることは疑がなないのであるから、バビロンの知識が支那に傳來して後、十二支が成立つたとしても、十二支が十二月に縁のあることは變らないのである。支那の後漢の蔡邕が十二支は月に因んで造られたものと言つてから、新城博士も自分もその説を認めて居るが、それに對して橋本氏は非難の言を發して居られるけれども、氏が十二支を以て月に縁なくして造られたと見られるのは自家撞着ではあるまいか。此の如く考へ来れば、古代支那に於て十二支を用ひることは、一年に於ける標準月數を十二月としたことから脱化したものと言つても差支がない。

況んや、甲骨文字の中には、十二月から直に正月に連續して居るものと断定すべき刻文(安陽發掘報告第三期所載、大龜四版)もあるのであるから、その時代に一年の標準月數を十二月とし、その間に時々十三月のものを置いて季節の調整をしたと考へることは、何等の故障もないものである。

橋本氏は甲骨文字の年代を「春秋からそれほど遠く溯らざる以前」に置いて、それを曆法發達の第三階程に在つたものとし、その次に古銅器文字の時代を置いて、それを第四階程とし、その次に春秋の時代を置いて、それを第五階程とした。春秋の初は B. C. 722 であるから、甲骨文字の年代をば、大體 B. C. 1000 以後即ち普通に所謂周初の時代と見たのではなからうかと推測される。氏が如何にして第三階程と第四階程とを區別したかと言へば、第三階程には十四月があつて、第四階程には十四月がないことと、第三階程には朔とか望とかいふ月の盈虧の状態を示す名稱が見えないけれども、第四階程には、初吉、既望、既生霸、既死霸などといふ月の盈虧の状態を示す名稱が見えることとである。そこで、前に論じた如く、甲骨文字の中に「十四月」と記された確證がないこととなれば、第一の區別は成立たないことになる。

又、甲骨文字の中に「十四月」がなくて、一年を十二月で終るものも、十三月で終るものもあることとなれば、その時代にも月の盈虧の状態に注意して暦月の區分をしたことは疑ふべくもないから、たとひ甲骨文字の中に朔望とか初吉、既望とかの語が見えないとしても、それらの

思想が當時に存在したことは否定することが出來ない。甲骨文字は殆どすべて甲子の日とか乙丑の日とかについて、日の吉凶をトすることの記載であつて、月の状態を取扱つたものではなく、且つすべて簡潔を主として、文章が整つて居ないのであるから、たとひその時代に月の状態に關する言語文字があつたとしても、それらを甲骨の面に刻する必要がなかつたものと考へることが出来るのである。それは春秋の書に初吉、既死霸等の語が見えないけれども、その時代にこれらの語がなかつたと斷言することが出來ないのと同様である。然るときは、氏が謂ふ所の第三階程と第四階程とは全く區別することが出來ないものとなつてしまふ。従つて、暦法の上からは、甲骨文字の年代と古銅器文字の年代とを同一にして、直に春秋の前に接續させることも出來ることとなるであらう。

橋本氏はまた第四階程と第五階程とに於て、初吉、既望、既生霸、既死霸等の意義に相違があるものと論じて居るが、それには何等の確證も提出されて居ないのである。例へば、第四階程に於て、初吉は三日月の名であつたのが、第五階程以後に於ては朔と同義となり、(第五階程に於て、朔を月初とする知識が發生したため)既死霸は第四階程に於て晦と朔とその翌日との月の見えない三日間を併せた名稱であつたのが、第五階程に於て亦朔と同義となつたといふのである。これは、朔の知識が春秋の初の頃に於て發生したと認定したからのことであるが、初吉の日に三日月が見えたといふことも、既死霸が晦に當てられた時もあり、朔に當てられた時もあり、朔の翌日に當てられた時もあつたといふことも、或は此の語の使用し始

められた時には左様であつたと想像することをば論者の自由に任せても宜しからうが、古銅器文字の上からは、果してその意味で記してあつたか否かは、決してその確證を得ることが出来ないのである。されば、古銅器文字の時代にも、甲骨文字の時代にも、既に溯の知識が成立して居たであらうと論ずる者に對して、明確なる駁論を下すことは出来ないこととなるであらう。然るときは、氏が謂ふ所の、支那暦法發達の三個の階程は畢竟同一のものとなつてしまふであらう。従つて、暦法の上からは甲骨文字をも、古銅器文字をも、春秋の書をも皆同一階程の中に含ませてしまふことが出来ることとなるのである。但し春秋の書に「十三月」といふ語を用ひずして閏月といふ語を用ひて居るだけは、區別のつく點とすることも出来ようが、閏月のある年は十三月を含むのであるから、實質に於ては變がない。故に甲骨文字の時代と、古銅器文字の時代と、春秋時代とを區別するには、全く考古學的研究の力を待つ外はないのである。しかし考古學的研究では、ただ製作物の前後を區別することが出来るのみで、年代の擴がりを決定することは容易でない。然るに、殷墟から出た銅器には古銅器の文字と同一の筆法を有する文字があり、又、スキタイ文化の特色とする帶翼銅鎌も、頭部に環の附いた刀も出るのであつて、スキタイ文化の初は西紀前六七世紀と認められて居るのであるから、殷墟の遺物の中には、前六七世紀以來即ち春秋時代に入つてから後のものでも含有して居ると考へることが出来るのである。それ故に、自分は昭和八年に「殷墟文字の年代」(東洋學報二一ノ一)を發表して、それを戰國時代のものと論じて、干支の起原に關する臆

説と結合せしめて置いた。

橋本氏は、前にも述べた如く、十二支を以て、バビロンの十二獸環が傳來して、それから脱化したものと主張せられる。ホンメルは、バビロンから發掘せられた二十二個の境界石にある彫刻を論じて、それを十二獸環の原始的状態を示して居るものとし、その年代を西紀前七百年から同一千三百年までの間に置いたが (Hommel, Die Astronomie d. alten Chaldäer—1900, 1901)、果してその頃に十二獸環が定められて居たか否かは、まだ判然としたことではない。正確なものとして知られて居る最も古い遺物は、西紀前五百二十一年即ちペルシャのカンビセス王の七年に刻せられた土版の上のものである。又、ギリシャの天文學は、バビロンから傳來したものであるが、十二獸環の知識の最も古いものとしては、西紀前五百六十年頃まで溯つて、その一二の痕跡を認め得るけれども、完全に十二の名を列記してあるものとしては、西紀前二百七十八年に、アラトスが始めてユーノクサス (409—356 B. C.) 以來の傳へとして記載したものから始まる。エジプトに現存する十二獸環を刻した遺物はみな西暦紀元後のものである。然るときは、ギリシャ、エジプトに比して遙に遠く離れた支那へ西紀前八世紀又はそれより以前に十二獸環が傳來して、十二支となつて、その文字を整然と列記してある遺物を傳へて居るといふことは、その證明が頗る困難となるではなからうか。且つ又バビロン、ギリシャ、エジプトの十二獸環の獸名と支那の十二支の動物の名とは、大に異なつて居るのみならず、十二支を天周に配置した順序が日月惑星の運行する順序と逆行して、獸

環の順序が日月惑星の運行する順序に順つて居るのとは、正反対になつて居るのであり、バビロン方面では十二獸環を十二日に配したことがないにも拘らず、支那の上古の遺物の上では、それを單に日の名として居ることのみが見えて居るのであるから、東西甚だその趣を異にして居る。この事もまた西紀前八世紀以前に十二獸環がバビロンから支那へ傳來したこととを證明するについて、大なる障礙となるべきものであらう。但し自分は、十二支を以て、戰國時代に於て、西方から暦法と共に傳來した十二宮即ち十二獸環から導かれた十二方位と木星十二年の週期と陰陽五行の理論とが結合して、それから新に脱化したものと解するのであつて、橋本氏の所謂支那古暦の第三、四、五階程は皆その第六階程の中に入るべきものとして居るのであるが、それは屢々論じて置いたことであるから、ここには省略に付することとする。

朔の知識は、バビロン方面には遅く發生したもので、最初は三日月を以て月の初として居り、ユダヤでは尙、西暦紀元後までもそれを踏襲して居た。ギリシャで朔を知つたのは、ソロモンの時からで、その事はプリュターカの英雄傳に記してある。ソロンは B.C. 594 頃にアテネの執政官となつて、法律を立てたと傳へられるが、その法律の中に、朔の規定が見えて居る。プリュターカのソロン傳に、それを次の如く記してある。

彼は一月の日數が不均齊なこと、並に一月の初と終とが日の出没の時刻と一致せず、往往にして同一日の中間に於て太陽に追附いて更にそれを追越すことがあるのを觀察

して、彼はこの日の中で日と月とが交會するより前の部分を舊月に、後の部分を新月に屬せしめて、この日を「半舊半新」と呼ぶべきことを命じた。

これは、即ち晦と朔との境界即ち日月交會のことを認めたもので、即ち朔の知識の確立に外ならないものである。又、ツキヂデスの歴史(第二卷第六章)には、ペロポンネサス戰爭の第一年即ち B.C. 431 の夏に起つた日食のことを記してあるが、これは著者の生存時代に起つたことで、その記事は次の如くである。

同年の夏の或る月の初に、午後に於て日食があつた。これは日食が生ずべき唯一の時である。太陽が三日月形になつて、星もボッボッ見える様になつた後、また元の形に復した。

この日食はユリウス暦で言へば、八月三日に當つて、計算によつて推せば、午後五時半頃に見えたものであるから、ツキヂデスの傳へる所に誤はない。ツキヂデスが月の初を以て日食の生ずる唯一の時として居るのは、日月交會の時を指したのであり、尙特に此の如き説明を加へて居るのは、その當時に於て朔の知識や日食の理論がまだ普及されて居ない斬新なものであつたことを示すものと思はれる。

又、ソロモンと同時代のターレスが、リヂヤ王アリアッテス治世の間に起つた日食を豫言したといふことが、前五世紀の人なるヘロドトスの歴史に記してあるが、此の日食は後世の天文学者の研究によつて、B.C. 610 の九月三十日か、B.C. 585 の五月八日のものと推定されて居

る。ソロンは又、アリアッテスの嗣王クリーソスに對して二年毎に一閏月を置くことを語つたといふことと、それが著者の時代までも使用せられて居たこととが同じヘロドトスの書に記してある。この二年一閏法はギリシャで前四世紀の半頃まで用ひられた八年三閏法の大體を言つたものと解釋されて居る。八年三閏法は恐らくは毎二年即ち第二、四、六年に閏月を置き、第八年毎に閏月を置かない様にしたのであらうといふことである(Ginzel, II, p. 372)。さればソロンによつて朔の制定された時代には、日食の算法も、閏月配置の法も共に成立したことと思はれる。しかし、バビロンから發掘した月食の表について、和蘭の天文學者パンネクック(Pannekoek)が研究したところに據れば、("The Origin of Saros"—Proceedings of the Section of Sciences, K. A. Vol. XX, 7. Amsterdam, 1918) バビロンに於ける月食の週期の知識の成立は、前五六世紀のことであるから、ターレスの時代に日食の算法が知られて居たといふことは疑はしいといふことである。然ると云は、ターレスの日食算法と共に、ソロンの朔の制定も、閏法の知識も、また未だ傳説の範囲を脱しないものかも知れぬ。しかし、ツキヂデスの文章は確實と信すべきものであるから、ギリシャに於ける朔の知識の成立も、日食算法の成立も、閏月配置の法も、皆同時代に成立つたものとしてこれを前五・六世紀に置くことは可能である。月食週期の知識は日食週期の知識とも、朔望の知識とも互に連絡があるものであるから、前五六世紀に成立したバビロンの知識がギリシャへ傳はつて、ソロンの立法の傳説にも入り、ツキヂデスの中にも記されたものであらう。

支那に於ける朔といふ語が日月交會の意義を含むことは、その最も古い證據としては詩經小雅の「十月之交」の篇を取るべきであらう。それは次の如くである。

十月之交，朔日辛卯，日有食之，亦孔之醜。

この日食は、支那の文献に於て日食の月日の記された最古のもので、漢の毛公が詩經中の各篇に附した序には、周の幽王の時代のものとしてあり（これは古來傳承の説であらう）、その後に後漢の鄭玄はそれを批判して、幽王より二代前なる厲王の時代のものとし、南北朝の梁の虞劇が始めてそれを算定して、幽王六年即ち B.C. 776 のものとしたが、平山清次博士、小倉伸吉博士は、B.C. 776 十月辛卯の日食は、周の都なる今の中西又は洛陽の邊では見えないもので、その見えるのは、B.C. 735 ユリウス暦十一月三十日辛卯に於けるものであるとした（大正三年、東京數學物理學會記事二ノ八、英文）。これは平王の三十六年に當つて、春秋の初なる平王の四十九年より十三年前である。その後、又、一昨年に至つて獨逸のハートナーも同一の説を出した（Young Pao, Vol. XXXI, Livr. 3-5, 1935）。「十月之交」といふ句の意義は、十月の初に於て九月から移り換る日、即ち日月交會の起る日といふこととして、古來の解釋に異説はない。然るときは、此の詩が幽王六年であると、平王三十六年であるとに論なく、それが後世の作でない限は（橋本學士は當時のものとし、自分は戰國時代の作として居るのである）西紀前八世紀に於て、支那には既に日月交會を月の初とする知識も、日食が日月交會の時に起るといふ知識も成立して居たこととせねばならぬ。それは、バビロン・ギリシャに比較して、約二

百年も古いのである。

「交」のことについては、尙左傳僖公五年(B.C.655)の條にも、その當時の人の言として、^ナ九月十月之交といふ句があつて、これは九月から十月へ遷る境界の如き意と思はれるが、杜預の註には、晦朔交會と解して居る。晦朔交會といふのは、晦から朔へ移る境界といふことで、ソロモンが言つた半舊半新のことであらう。そこには、その時に日月の宿る星座の名なども記してある。但し左傳のこの記事は、必ずしも當時の資料に據つたものとすべきではないから、左傳が眞實の記録であると信ずる人の外は、春秋の曆法を説くに當つて此の條を引用する必要がないのである。

されば、十二獸環の知識も、日月交會の知識も、支那の方がバビロンより古く成立したと言ふことも出来る様である。従つて、支那の天文學が西方より古くて、西方のものは、支那から影響を受けたと言はうとする人々には都合のよい状態となるのである。しかし、戰國時代以來近世まで、支那の天文曆法は常に西方からの影響を受けつつ發達し來つたのに、春秋以前の上古に於てのみ、西方よりも先に進んで居たといふことは、果して直に承認し得べきものであらうか。これは重大なる疑問であるが、新城博士も橋本氏も、その點をばまだ餘り意に介せられざる様である。⁽¹³⁾新城博士は一月を初吉、既生霸、既望、既死霸によつて四分する方法が、周初に於て西方から傳來したと言ひ、橋本氏は十二支が西方の十二獸環から影響されたものだと論じて居られる。しかも尙⁽¹⁴⁾新城博士は二十八宿の知識を以て周初に於て支那

に發生し、それが西方へ傳はつたと主張して居られ、橋本氏は又春秋時代の暦法を以て、朝を月の初とはして居るけれども、まだ日月交會のことをば知らなかつたもので、そのことは戦國時代に入つてから始めて知られたものとして、春秋と同時代のバビロンのそれに比較してはまだ原始的なるものであつたと考へて居られる様である。此の如き立場に於て、橋本氏は「十月之交」の「交」の字を如何に解釋せられるのであらうか。自分が年來考へて居るのは、上古の支那の天文學がバビロンよりは進んで居ないといふことで、この點は橋本氏と同意であるが、しかし戦國以前に關するものは、殆ど皆戦國時代になつてから、その頃に西方より傳來したものを本として、古に溯つて作爲したもののか、又は新しいものを以て古いものの如く説くことから起つた幻想であるとするので、この點は、意見を異にするのである。

橋本氏は昭和八年に於て、¹⁷『詩經の作成年代』を著し、昭和九年に於て、¹⁸『春秋暦法考』を著し、昭和十一年に於て、¹⁹『兩周金文の暦法』を著されたが、それらは皆「十干十二支考」と連絡するものであつて、干支の起源を非常に古いものと信ずる所から出發して居る。しかし、まだ自分が干支の起源を戦國時代にあるとする説を打破するまでにはなつて居ないのである。

以上は十干十二支考に對する駁論の大體である。次には、この機會を以て、部分的の議論に對して、二三の意見を述べて見ようと思ふ。

第一は、生。霸。死。霸。の問題である。この問題は、王國維が一月四分の新説を唱へて以來、²⁰新城

博士はそれに和して、王氏が初吉を朔と同一としたのに對して、それを三日月のこととする點に於て、聊か修正した説を發し、民國の學者中にも、亦種々なる新説を出した人があり、自分も昭和四年に、⁽²⁾支那の古曆と暦日記事の中に愚見を述べて置いたが、橋本氏もまた、一千十二支考の中に一種の新説を提出された。

自分の愚見の概要は次の如くである。

既死霸

朔日月交會

旁死霸

朔の翌日

哉生霸

月光の始めて見える時(みかづき)

朏

同上

既生霸

満月

既望

同上

望

同上

既旁生霸

満月の翌日

又、民國十九年即ち昭和五年に趙曾儔氏の出した説が、民國刊行の史學雜志第二卷第二期に載せてある。それは次の如くである。

既死霸

朔の翌日

旁死霸

朔の翌日

哉生霸 \parallel 朏

生霸 \parallel 望(滿月)

既生霸 \parallel 既望(滿月の翌日)

旁生霸 \parallel 既望の翌日

既旁生霸 \parallel 旁生霸の翌日

死霸 \parallel 晦

橋本氏の説は次の如くである。氏はその所謂第四階程と第五階程とで、同じ既死霸等の語にも意義の相違が生じたものとして居られるが、ここに引用するのは第五階程の意義としてあるものである。

既死霸 \parallel 朔

旁生霸 \parallel 朏の前日

哉生霸 \parallel 朏(みかづき)

既生霸 \parallel 望(滿月)

既旁生霸 \parallel 既望(滿月の翌日)

旁死霸 \parallel 晦

橋本氏も趙氏も共に望と既望とを別日として居るが、支那で此の如く區別したことの明瞭なのは唐の孔穎達の尙書正義から始まつて後世に及んで居る。それには書經の召誥篇

の「既望越六日乙未」とあるのに註して、この既望が庚寅に當ることによつて、

惟周公攝政七年二月十六日其日爲庚寅既日月相望矣。

と記してある。尙書の孔安國傳には、同じ條に、

周公攝政七年二月十五日日月相望因記之。

と記してあるから、孔安國傳までは既望と望とを同義として、それを十五日として居たのを、孔顥達の正義から十六日に改めて、それを望の翌日としたのである。孔安國傳は魏晉の頃に出来たものと思はれるが、それより前の漢の劉歆もやはり既望を望と同義に用ひて居たのであるから、これが上古以來の眞意であらう。橋本氏は孔顥達以來の説に従つて、望の意義を「月光を完全に望み見る日」とし、既望の意義を「既に月光を完全に望み盡した日」として、既望を以て望の翌日を意味すべきものと主張されるが、「既」といふ語は「溢れるばかりになつて居ること」を言ふもので、溢れるばかりになつたものが更に減じ始めた状態を言ふものではなく、例へば「日有食之既」とあるのは日が充分に食したこと即ち皆既の状態を指したので、食してしまつた後、更に光が顯れ始めるこれを指すのではないのだから、兩者を區別するのには無理であらう。さて望と既望とが同一といふことになれば、趙氏が生霸と既生霸とを區別し、從つて死霸と既死霸とを區別し、又、旁生霸と既旁生霸とを區別したのもまた無理と言はねばならぬ。又、橋本氏が朔の翌日を以て旁生霸として、書經や漢書の文に旁死霸とあるのを誤寫としたのは、その根據を逸周書の世俘解に置いたもので、それは極めて薄弱なる説である。

ある。従つて旁死霸を晦に當てたのは全く無根の言と謂はねばならぬ。書經や漢書には、周の武王が殷の紂王を滅した前月に於て、

惟 一月壬辰旁死霸越翼日癸巳王朝步自周于征伐商。

と記し、逸周書の世俘解には、

惟 一月丙辰旁生魄若翼日丁巳王乃步自于周征伐商王紂。

と記してある。清の盧文弨が出版した抱經堂版の逸周書には、

惟 一月丙午旁生魄若翼日丁未。

と改めたが、清の王鳴盛の尙書後案には、又此の逸周書の文を

惟 一月壬辰旁死魄若翼日癸巳。

と訂正して、それを書經と一致せしめた。盧文弨は、壬辰旁死霸から十五日目に當る丙午を旁生霸としたのであるから、旁死霸が二日であるのを本として、旁生魄を十六日即ち孔穎達以來既望としたものに相當する日と解したのであらう。王鳴盛が丙と丁とを壬と癸とに改め、又、生を死に改めたのは、書經の文に一致せしめる爲であらう。抑も、旁生霸旁死霸が既生霸既死霸と同一でないことは勿論である。そこで説明の便宜上、先づ既死霸の如何なるものかにつきて研究を加へて見れば、書經及び逸周書には、此年二月の既死霸を第一日としてその第五に當る日を甲子と記してあるから、二月の既死霸は庚申に當つて居る。さて漢書の律歷志に引用された周初の暦日記事は三統暦によつて整理せられて居るもので、且つ

書經及び逸周書のものは皆これと矛盾して居ないのであるから(漢書にこの二月を三月としてあるのは傳寫の誤であること疑なし)、三統暦によつて、この年の一月二月の朔の日を計算すれば、

一月小 辛卯朔 二月大 庚申朔

を得る。よつて二月の既死霸は朔であり、又「一月壬辰旁死霸」は朔の翌日であることが知られる。そこで、既死霸は朔の別名、旁死霸は朔の翌日の別名であることをと推定される。さて一月は小月であつて、小月の満月は大體十五日であるから、盧文弨が十六日に當る丙午を旁生霸としたのは、大體に於て妥當であるものの如くである。又漢書の中に、書經から引用してある文に此の年のこととして、

惟四月既旁生霸、粵六日庚戌。

といふのがあり、逸周書にもまた、同じ場合のこととして、

時四月既旁生魄、越六日庚戌。

とある。これらによつて考へれば、四月の既旁生霸は庚戌から五日前の乙巳に當る。さて二月既死霸の庚申から乙巳の日までは、四十六日、又は百六日、百六十六日等であるが、二月から四月までとすれば、百六日を取る外はない。然るに、百六日は大約三ヶ月半の日數であるから、二月の次か三月の次かに一つの閏月を挿まなければ、乙巳が四月のものとならない。そこで、前述の理由からして、三統暦によつて計算すれば、一月小、二月大、閏二月小、三月大、四月

小となり、二月、閏二月、三月の總日數は八十九日となる。然るときは四月の既旁生霸はその十七日となる。若し四月の既生霸即ち満月が十六日であつたとすれば、四月の既旁生霸は満月の翌日に當ることとなるのである。されば、一月の條にあつた旁生霸と、この既旁生霸とは或は同一のもので、「既」の一字が衍文であるか、或は一月の方に於て省略せられて居るのかも知れぬ。そこで又「三」統暦によつて、此の年の此等の月の満月の日を算出すれば、次の如くになる。

年。 西紀前一一一一。

一月の満月

一月朔 0.36…朔に入る時刻を日の小數にて示す

$$\text{半ヶ月の日數} \quad 29.53 \div 2 = 14.76$$

一月望 $0.36 + 14.76 = 15.12 \dots$ 望に入る時刻

即ち十六日丙午満月

四月の満月

四月朔 0.48…朔に入る時刻

四月望 $0.48 + 14.76 = 15.24 \dots$ 望に入る時刻

即ち十六日甲辰満月

然るときは、四月の既旁生霸が満月の翌日とされて居たことは明かである。しかしながら

困難の生ずるのは、一月の満月が丙午となつたことである。それは、逸周書に丙辰旁生霸とあるのにも、又それを盧文弨が改訂したものに、丙午旁生霸となつて居るのにも一致しない。そして、既生霸と旁生霸とを月の同一の状態とすることは不可能である。そこで盧氏が丙辰を丙午と改訂したのにも用意の缺けて居るところがあるのが知られる。又、書經の記事と逸周書の記事とは共に武王の出征の日を記して居ながら、前者はそれを一月癸巳の日とし、後者はそれを一月丁巳とし、又改訂して丁未としたのは、兩者の間に一致を缺くものである。又それを二種の記録に本づいた異説とするのも困難である。かゝる重大事件の日が約半月の差を以て記されて居たとは信じ難いのである。それ故にまた、自分は王鳴盛が逸周書を訂正して、書經と一致せしめたのに賛成するのである。然るときは、逸周書に於て、一月にある旁生霸の記事を抹殺してしまはねばならぬ。そして四月の既旁生霸は満月の翌日を示したものと断定することが出来るのである。されば、橋本氏が逸周書の旁生霸を根據として、書經の旁死霸を以て旁生霸の誤と断定し、且つそれを二日に置いたのは、その當を得ない。氏が四月の既旁生霸を以て旁既生霸の誤として、それを既生霸の翌日の意とし、旁生霸とは全然分離して解かうとされたのも、また武斷に過ぎる。氏はまた旁死霸を晦とせられたが、これは何等の證據もないことである。若し又、假に氏の立場に立つて論ずるときは、旁死霸が既死霸の前日、旁生霸が哉生霸の前日であるから、旁既生霸は既生霸の前日とせねばならぬこととなるのではなからうか。そこに「旁」の字の用法に矛盾があるのである。

故に、氏の新説に對して、自分は容易に服することが出來ないのである。

橋本氏は、既死霸の古義を以て、晦と朔と朔の翌日との三日に亘る月光の見えない期間を總稱したものと想像し、その後、朔の知識(日月交會の知識を含まないもの)が發生した時に、既死霸を以て朔に當てることとなつたから、朔の前日なる晦を旁死霸と稱し、朔の翌日即ち哉生霸の前日を旁生霸と稱したと推測したのである。しかし、既死霸の名稱を月光の見えない三日間に當てたといふことに何の根據もないことは、自分が前にも論じた如くである。然るべきは、生霸死霸等の月の形態を指す種々の名稱について、先年發表した愚見はまだ動搖しないのである。

次には、春秋暦法の問題である。この問題を論ずるについては、春秋の書を正確なる資料によつて編纂したとする立場と、それを必ずしも正確ならざるものとする立場とに従つて、大にその態度を異にする。春秋の記事に對して、それに一點の疑を挿まないのは、古來の支那及び日本の學者の態度であつた。然るに、白鳥博士は二十餘年前始めてそれに疑を挿み、その後自分は又それを以て、戰國時代の學者が、その時代の知識を交へて古來の傳説や記録を整理したものといふ意見を發表した。これは、天文暦法の研究によつて得たもので、大正十年のことである。その後、昭和六年に、津田左右吉博士もまた、春秋を以て、戰國時代初期の著作とし、且つ史實の不正確を論じた意見を發表し、數年後にその論文を公刊した。それは

全く天文暦法を離れた歴史上及び思想上の立場からである。新城博士、橋本氏は、大體に於て、春秋を正確なものとして立論して居るが兩氏の間にもまた意見の相違がある。

橋本氏は「春秋暦法考」に於て、暦法上の立場から、新城博士と自分との意見を論駁せられた。學士が自分に對する議論は、自分の論文を誤解せられた點も往々交つて居るが、これららの點に對しては、ただ自分の不文のために、委曲に叙述し得なかつたことを遺憾とするのみである。しかし尙再び熟讀を請ひたいと思ふのである。

春秋時代に於ける閏月挿入の方法について、橋本氏が説かれた意見は、傾聽に値するものがある。自分は春秋の書中の月名と日の干支と日食の位置とによりて推定さるべき閏月の位置が、甚だ不統一であつて、何等の置閏の算法も成立して居なかつたことを示して居るのを根據として、その記事の眞實を疑つて置いたのであるが、氏は古代ユダヤに於て西暦紀元後二百年頃迄用ひられた置閏の方法などを参考として、春秋の閏法は算法によらずして天象や氣候や、植物の生育状態などの觀察によつて隨時に決定せられたものであるから、不統一の結果を呈して居るのだと論ぜられた。これはいかにも理由のある意見だと思います。

此の如く説明すれば、不統一の問題は殆ど解決されるのである。但し閏月が年の中間に不同に置かれてある理由はまだ判然しない。さり乍ら春秋の書にある期間を含む年代に於ける支那に行はれた眞の閏法は、或はこの程度のものであつて、春秋の書中にその形跡を遺して居るのかも知れぬ。自分は、古來の支那の學者から我國の新城博士に至るまで、みな春

秋に計算を用ひる暦法があるものとして、それを論究するに對して、春秋に閏法がないのを怪しんで置いたのであるが、その意味は、單に計算を用ひる閏法がないといふことであつて、

隨時の目擊によつて概算する閏法の有無には論及しなかつたのである。ただ春秋に於て朔の日から月を始めて居ることが果して、橋本氏の説の如く、日月交會を知らず従つて計算を用ひなかつたものと決定することが出来るであらうか、これは猶ほ疑問となるのである。

バビロンでは西紀前六七世紀頃まで、ユダヤでは西紀後二世紀頃まで、月の初を以て始めて月光の見える三日月の日に置き、それをば、隨時の觀測によつて知ることとし又概算を加へて毎月の日數を決定して居た。然るに支那では、詩經及び春秋の記事に據れば、前八世紀以來、明かに朔の日を以て月の初とした。支那のものは、西方のものよりも餘程手數のかゝる方法である。三日月は眼に見えるけれども、朔は眼には見えない。朔の日は暗黒の三日間、即ち有明の月が最後に見えた翌日から、三日月が再び見える前日までの中央を取らねばならぬ。單に目測を用ひて不統一なる閏月を置いた如き時代に、殊更かかる面倒なる方法によつて月の初を定めたといふことは容易に考へられない。朔が眼に見えるのは、ただ日食の時だけである。日食は日月交會の特殊の場合である。又、朔に對して望がある。望の夜には月食が起るのである。月食は日月正對の特殊の場合である。屢々起るところの日月の食に注意することによつて、朔望の觀念が得られたのであると推測される。支那に於て、日食の起つた月と日とを記した最古のものは、詩經にある「十月之交、朔日辛卯、日有食」の句

である。それには既に「交の字と『朔』の字とが用ひられて、日月交會を月の初とするところの意義を示して居る。されば、支那に於ける朔の知識の成立は、日月交會の理論の發生に伴ふものであらう。これは最早、單に目測によるところの原始的の方法ではない。バビロンやユダヤの三日月の觀測とは遙にその程度を異にして居る。然るに橋本學士は、朔の知識の成立を以て、日月交會の理論の發生に必ずしも相伴はないものと論じて、詩經や春秋にある「朔」をば、ただ月末から月初へかけて月の見えない三日間の中央の日を取つただけのものと言つて居られる。しかし、日月交會の知識と、日食の時刻の觀測とがあれば、一月の長さを測定すべき基礎が成立する。ただ暗黒となる三日間の中央の日を取るだけでは、それが成立しない。詩經及び春秋にある朔の用法が果してかかる程度のものであつたであらうか。

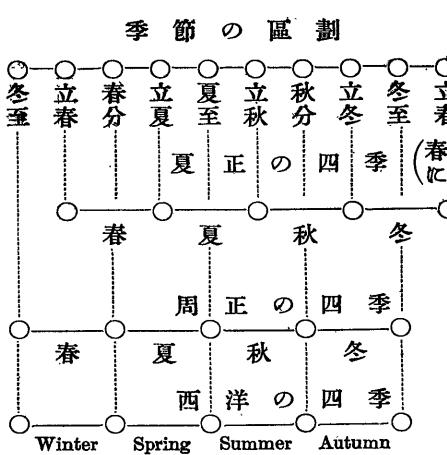
橋本氏は「十月之交」の「交」の字を如何に解釋せられるのであらうか。ギリシャの暦法は大體に於いてバビロンからの影響を受けて發達するのであるが、その七賢の一人と言はれるソロンは西紀前五百九十四年の頃に於て、日月交會する時を以て月の初とするといふ法律を發布したと傳へられて居る。これは決して隨時の直接の觀測によつて定めらるべき性質のものではない。詩經の詩と春秋の記事とを真正のものとすれば、支那の天文暦法は春秋の初なる前八世紀に於て、既に西方に於けるソロンの時の如き程度に達して居たとせねばならぬのである。しかし、自分は、後世の支那に於ける天文暦法が常に西方からの刺戟によつて發達して居る事實に照して、上古に於てのみ、西方よりも進歩して居たと斷定するに躊躇

躇するのである。そしてソロンが朔を制定した時代に、八年三閏法もまた成立したのに、支那では朔の知識があつて後、數百年の間、閏法が成立しなかつたのも大に疑ふべきこととせねばならぬ。

春秋の書に於て見るべき暦法が自然暦であるといふのに對して、ここに又一の疑問がある。それは春夏秋冬の問題である。春秋が周正を用ひて冬至を含む月を第一月として居るといふことは古來の學者の説であつて、それはまたその書中にある日食の位置によつて證明されるものである。春秋では冬至から春分までを春とし、春分から夏至までを夏とし、夏至から秋分までを秋とし、秋分から冬至までを冬とする。されば、冬至の日が春初であり、春分の日が夏初であり、夏至の日が秋初であり、秋分の日が冬初である。これは西洋に於ける四時の區劃に相當するものであつて、Winter が春、Spring が夏、Summer が秋、Autumn が冬と適合して居る。今の暦で言へば、大體十二月一月二月が春、三月四月五月が夏、六月七月八月が秋、九月十月十一月が冬である。春夏秋冬なる文字の構成やその語義を仔細に吟味すれば、此の如き季節の配置と一致し難いものであることは明かであつて、それは所謂夏正で用ひる如く、立春(冬至と春分との中央)から立夏(春分と夏至との中央)までが春、立夏から立秋(夏至と秋分との中央)までが夏、立秋から立冬(秋分と冬至との中央)までが秋、立冬から立春までが冬となつて居るのに極めてよく符合するのである。孔子が「吾從周」と言ひながら尙且つ「行夏之時」を以て理想としたといふことが論語に見えて居るのは當然のことである。

かかる不適當なる四時を用ひるものが、果して自然暦と稱することが出来るであらうか。尙東西の季節の比較を明瞭にする爲に左に圖示して置く。

思ふに、春夏秋冬の四時は支那の太古より用ひ來れる自然暦的の名稱であつたのが、それに或る理論が加はつて春秋の書に見えるが如きものとなつたのであらう。しかも、それが餘りに不自然であつたので、「行夏之時」といふことが孔子の語として論語にも記され、戰國末以來は終に太古の用法に近いものに復してしまつたのであらう。



至の點をばそれらの中央に置くのである。自分は支那の十二次が西方の十二宮から脱化したものと論じて居るのであるが、季節もまた或はこの脱化の際に最初は西方と同じき周

正の如きものと學者によつた説がれ、或ちて民間の實用にも適する爲に復古の意味を加へて夏正の如きものと定められたのではなからうかと思ふのである。次に十二宮十二次對照表を掲げる。

山羊	水瓶	魚	牡羊	牡牛	双子	蟹	獅子	乙女	天秤	蠍	射手	...十一宮
星紀	亥	娵訾	降婁	大梁	實沈	鶉首	鶉火	鶉尾	壽星	大火	析木	...十一次
立 春		春 分	立 夏		夏 至		立 秋	秋 分		立 冬		
冬 至												

自分が戰國時代に西方から支那に傳來した暦法と認めるものは、竊に名づけて「原暦」としたもので、それは一年の日數を三百六十五日四分の一とし、十九年に七閏月を置き、冬至と朔とが、夜半(午前零時)に於て合一した點から始めて、七十六年を経て復び最初の状態となる間を一の周期とするものである。それは一年の初を冬至に置くもので、所謂周正に一致するものである。支那で施行せんとするに當つては、春を年の初とする在來の習慣に従つて、冬至と春分との中央を立春と命名して、その日が朔の日に當るところを假裝的暦元とし、それを正月朔とし、しかもその實質に於ては尙「原暦」を用ひて居た。これが即ち黃帝調暦乃至顓頊暦であつて、所謂夏正に合するものである。此の如き變形は、恰も十二宮から十二次に脱化するとき、西方の區劃の中央を支那の區劃の初點としたであらうことと聯想すべしもの

である。春秋の書に見える春夏秋冬の區劃は、この變形以前に原暦の上に當てられたものであつて、在來の習慣に一致し難いものがまだ残つて居るのかと思はれる。

自分は、支那の最古の暦法と傳へられて居るところの黃帝の造つた暦法が、その實は前四世紀の初即ち戰國時代の初の頃に於ける實測に基づいて造られたもので、それが亦同時代に於て西方で造られた暦法とその算法を同じくし、何れも一年を三百六十五日四分の一とし、十九年に七閏月を入れて、月の完全數を含ませ、又七十六年を一の週期として、その間に日の完全數を含ませて、日と月との始終を捕へてあることを見て、支那の最古の暦法の本質は西方の暦法の傳來したものであることを思ひ、又この暦法は月に於て三百七年に一日、季節に於て百二十八年に一日の狂ひを生ずるものであるのに、この暦法が最もよく實際の狀態に一致する期間に含まれる B. C. 366 に於て、一の暦元に當てられて居る歲月日時が共に甲と寅との名を有して居るのを認めて、從前より用ひ來れる十干十二支が、此の年に於て偶然に名稱の一致を見たのでそれを暦元としたのではなく、却つて此の點正月朔立春を暦元として、始めて十干十二支の名稱の配置を行つたものと考へ、それによつて、詩經・書經・春秋等にある干支も、戰國以前と信ぜられて居る干支の文字を有する龜甲獸骨・古銅器等も、皆此の年より以後に於て挿入せられ、若くは製作せられたものと推測し、從つて又、詩經・春秋にある日食の記事に干支が附記してあつて、それが現代天文學による計算に符合して居るのは、戰國時代に於て既に西方に知られて居た日食算法の影響を受けたものであらうと推測を下し

たのである。尙それに附帶して、潮の觀念も、不自然な春夏秋冬の區劃も、また此の時代に於て或は西方の影響を受けて成立したのではないかと思つて居るのである。

橋本氏は、自分の此の態度の危險なることを論じて、「交通極めて不便の時代に、互に數千里を隔て、亞細亞大陸の東西兩端に國せる民族の間に於て、その文化の傳播を考ふる場合、更に慎重の態度を持つするの要あることを思はざるを得ない」のである」と言はれた。しかし又、一方では氏が昭和九年五月の史學會大會に於て發表せられ、その梗概が史學雜誌四十五ノ七に載せてあるところの「顛頽曆考」の中に、「顛頽曆は B. C. 351 年頃から秦に行はれて居た。B. C. 351 年は恰も秦の孝公の時代で、人材を天下に求め改革に熱中して居た時であるから、西方文化の影響も必ずしも絶無とはいはれまじ」と論じてある。自分が B. C. 366 に於て歳月日時が甲寅に揃へてあると言つたのは、この同じ年にそれを製作したといつたのではなく、それより以後の年に於ても、曆法によつて溯つて製作し得ることを容認して居たのである。然れば、橋本氏は、自分が戰國時代の支那の曆法が西方の影響を受けたといふ説に必ずしも反対して居られないことが理解される。そして氏はまた、西紀前千年頃の太古に於て、バビロンの十二獸環の知識が支那に傳來して、十二支を創作させたことを確信し、「支那に於ては、なほ未だ文字の用を知らなかつた、隨つて所謂十干十二支思想の存在もなほ認められない太古の時代に於て、既に西方文化の影響を蒙りしことが、かの彩色土器の發掘によりて明白にされ、支那文字その者も恐らく西方文化影響の結果として考案さるるに至らしものかと

推測せられるのであるから、既に早く西方に行はれた十二獸環の思想も亦支那太古の時代、始めて文字の使用を知りし頃、また何等かの影響を及ぼせしこと、必ずしも絶対にあり得べからざる事實とは思はれない」と言つて居られる。西紀前四世紀と、前十世紀とに於て、何れが多く東西交通の可能性を有して居たかは、東西の古代史を研究するものの判断に苦しむところではない。西紀前六世紀から前四世紀にかけては、葱嶺の東麓まで、ペルシャ帝國の領地が擴がつて居り、前三百三十一年にアレキサンドル大王が世界統一の雄圖を懷いてペルシャを滅してからは、ギリシャ人の勢力がまた葱嶺の東麓に及んだのである。又、前六七世紀に起つたスキタイ文化の影響は、戰國時代には既に支那に及んで居る。此の如き世界の大勢に於ても、なほ東西文化の傳播を考へるに慎重の態度を持するの要ありとせば、前十世紀に於ては尙數倍の慎重を要するのではなからうか。敢て橋本氏の再考を煩はすのである。

次は「詩經」の諸篇の作成年代に關する問題である。橋本氏は昭和八年に²⁴「詩經」の作成年代に就いてを著して、先づ前にも掲げた「十月之交朔日辛卯日有食之」の詩を論じ、それを平王三十六年(B. C. 735)に於て作られたものと斷定した。その理由は、十月辛卯朔の日食が西紀前一千年から同前五百年までの間に於て周の都で見えるのは、B. C. 735 のユリウス暦十一月三十日のものに限られて居ることによるのである。昭和十一年二月の東方學報京都第六

世にも能田忠亮氏の「詩經の日食に就いて」の説が出て、橋本氏と同様の主張をして居る。しかししながら、尙この日食を仔細に吟味する時は、此の年の眞の冬至が、ユリウス暦十二月二十八日に當り、同十二月三十日が日食の翌月の眞の朔に當つて居るから、この日食の月には冬至を含んで居るので、周正を取れば一月となり、夏正を取れば十一月となり、殷正を取れば十二月となつて、何れも十月とはならぬ。ただ、冬至の日が、當時に於て二日以上の誤測がありて、後れて居たと假定するか、或は季節の決定がまだ實測に本づく計算によらず、ただ草木などの自然現象による大體のものに過ぎなかつたと假定することによつて、周正では十二月、夏正では十月、殷正では十一月とすることも出来るのである。そこで橋本氏も、能田氏も、皆此の日食のあつた頃には、夏正を用ひて居たと斷定されるのである。若し當時に於て、冬至の測定法があつたとしても、果して誤測があつたか否かは何の證據とすべきものもない。又實測に本づく計算によらず、單に自然現象によつたとすれば、その年の氣候の調子によつて、一ヶ月位の相違は問題にならないのである。

しかし、橋本氏はまた春秋の初年(B.C. 722)以來は周正を用ひて居たと主張して居られる。B.C. 722 は平王の四十九年に當つて居る。同じ平王の時代に於て、その三十六年には夏正を用ひ、四十九年以後は周正を用ひたとすれば、その間に曆法の改革があらねばならぬ。しかし、この改革があつたといふことは何の記載もない。これも亦疑はしいことである。能田氏はまた、詩經の曆日は皆夏正を用ひて居るから、この「十月之交ばかりを周正と

見るべき理由がないと断言して居られるが、詩經の諸篇の中には春秋時代の中頃までのことを歌つたものがある。そして春秋の初から既に周正を用ひて居たものと認めねばならぬのであるから、此の如き断言は危険である。それは橋本氏が、詩經の中には夏正と周正とが混用してあると認められたのを正當と考へる。論語に、孔子が「夏の時を行ふのを理想としたことが記してあるのに、よつても、周の王室が制定した暦法が夏正ではなかつたといふ傳説が儒家の間にあつたことを推察されるのである。然るときは、この平王三十六年ユリウス暦十一月三十日辛卯の日食が果して詩經の十月之交のものに當つて居るか否かは尙疑問となるのである。

周の都では見えないが蒙古あたりで見える十月辛卯朔の日食は B. C. 776 ユリウス暦九月六日辛卯にある。これは周の幽王の六年に當つて、この年の周正正月朔は、ユリウス暦では前年の十二月十四日にあるから、この日食の月は正に周正十月に相當する。そして「十月之交」の詩は、漢の毛公の詩序には幽王の時のものと記してあつて、これは古來の定説として傳承され、居たものと推測されるのであり、後漢の鄭玄は厲王時代のものとする異説を立てたが、南北朝の梁の虞翻に至つて、始めてそれを幽王六年のことと算定した。この日食が周の都で見えないといふことは、現今の進歩した天文學による計算によつて始めて知られたことで、我國の平山清次博士と小倉伸吉博士とが、大正三年、その見える限界について、始めて精密なる計算を發表され、同時に平王三十六年十月辛卯の日食が支那で見えるといふ

ことをも發表された。橋本氏の説は即ち之を根據としたものである。その後獨逸のハントナー(Hartner)氏が、昭和十年に於て、また平山博士等の如き研究を發表した。

「十月之交」の詩は、日食を機會として、王の惡政を刺つたものである。幽王の惡政は史記やその他の書にも記してある有名なものであつて、その謐もまた幽闇の意味で、惡王に相當したものである。平王の惡政については何等の記載もなく、その謐もまた治平の意味を有する。周公の名に託して作られて居る謐法解逸周書には、幽と平とについて左の如く記して居るが、これも参考とすべきものである。

幽 塗退不^ト通曰幽。

蚤孤鋪位曰幽。

動祭亂常曰幽。

平 治而無^ト眚曰平。

執事有制曰平。

布剛治紀曰平。

謐はその在位中の行爲によつて選ぶもので、古代に於ては特に嚴重になつて居たのであるから、この詩を以て平王の時のこととするのは容易でない。又、B.C. 726 を以て幽王の時代に含まれたものとすることは、春秋の記事との調和を失ふ。橋本氏は平王の時にも惡政があつたと想像して、詩の内容をもそれに引附けて解釋される。例へば、詩中に「艷妻煽方處」とあるのについて、その艷妻をば、幽王の寵姫なる褒姒のこととする古來の解釋に對して、氏はそれを巫女のこととされたが、巫女を妻と呼ぶことは果して妥當であらうか、疑なきを得ないのである。この詩を以て、最初から日食當時の作と定めて立論すれば、論者の如き説も出て來るのであるが、研究者に取つては、それが第一に疑問とすべきものであるから、決して直

に平王三十六年のものと断言することは出来ないのである。自分はそこで、此の日食をば、後世に於て日食の算法を知つた人物が計算によつて見出したもので、その當時の算法がまだ不精密であつた爲に、周の都で見えないものを見えるものとして取扱つて、それを幽王悪政の傳説と結合したのであつて、此の詩は即ち戰國時代の擬作であると論じて置いた。

自分は戰國時代に於て、西方から天文學や曆法が傳來したと考へるので、その際に既にバビロンで成立して居た日食算法もまた曆法と共に傳來し得たものと推測するのである。

乙の算法はサロス (Saros) と稱するもので、食の周期を二百二十三月として算するのである。そしてこの周期を三倍したもの (669月) は、エクセリグモス (Exeligmos) と稱して、日の完全數 (19756 日) を含み、その終末に於て、月は太陽や月の近地點や月の交點に關して最初にあつたと同じ位置に歸るものと考へられて居たのであつた。これは前六世紀の知識であつて、充分に精密ではなかつたとしても、大體に於ては、日月の食すべき日の算定を誤らないことが出來たのである。それから後、前四世紀即ち支那の戰國時代の初に至つては、尙頗る精密なる程度にまで發達して居た。されば、戰國時代からして幽王六年の日食の月日を計算することは、この方法に據つたとすれば、可能となるのである。或る論者は自分の如き考へ方をするものを評して、「信而好古、實事求是」の精神に背くものと言つて居る。「實事求是」とは飽くまでも證據を重んじ論理の徹底を期する學風を指すのである。自分の立場は「實事求是」と背馳するものではない。「信而好古」は傳説の外形を信ずることよりも、傳説の精神を信ずる

ことではなくてはならぬ。自分の立場はまた後の意味の「信而好古」に叶ふことと信ずるのである。孟子は「信而好古」の人である。しかも「盡信書不如無書」と言つて居るではないか。

又「定之方中」といふ詩につけては、それを魯の僖公の二年（B. C. 658）の春秋の記事に「春王正月城^{楚丘}」とある時に作ったものと、橋本氏は断定される。その理由としては「定」は二十八宿中の營室（α Pegasi と他の一星）のことであつて、營室が正月の初昏に於て南中するのは、丁度その頃の天象に符合するといふのである。この正月は周正であるから、恰も冬至の季節であら、その頃に於て營室の南中するのは今午後五時頃であるから、若し戰國時代に操作したものとすれば、星の位置が違ふべきであると説かれる。しかし、B. C. 658 約 B. C. 400 又は B. C. 350 までは約三百年の隔りであつて、歳差による冬至點の移動は、七十年に約一度であるから、この間には僅に五度許の移動に過ぎない。一度の相違は観測の日を「日後らせることによつて取返される。故に B. C. 658 の冬至の日の午後五時に於て南中した星は、B. C. 350 頃に於ては冬至より五日許の後の同じ時刻に南中するのである。故に「定之方中」の詩は、正月の状態として、戰國時代に於ても製作し得られる。橋本氏は、自分が初昏を午後七時としたことを捉へて、戰國時代に於て、冬至の頃の午後七時には「定之方中」を見ることが出来ないから、戰國時代の知識から溯つて作り得るものではないと論ぜられたが、これは誤解であつて、自分は早くから、初昏の意義に學術的のものと通俗的のものとの二種があり、前者は一年を通じて午後七時としてあるが、後者は日の長短によつて差異があり、冬至の頃に

は午後五時頃ともなり、夏至の頃には午後九時頃ともなると言つて居るので「定之方中」の場合には通俗的の見方を取つたものとすれば差支がない。されば「定之方中」の詩を以て僖公二年の當時の作と断定することは困難となるのである。(昭和一二・四・二七)

註

- (1) 東洋學報二一ノ二。二二ノ一、三。二四ノ二。
- (2) 同上一ノ一。一五ノ四。一六ノ四。一七ノ一。支那古代史論。支那暦法起原考。等。
- (3) 自分は支那古暦の組織された時を最初は木星の位置を根據として、西紀前三百年頃と見ただ、従つて、西方の天文學の傳來もアレキサンドルのペルシャ征服(B.C.331)カリボス暦施行(B.C.330)以後のことと考へて居たが、その後に至つて、古暦の組織は、木星の位置からしても、暦法全體の上から見ても、前三六六年以後ならば、何時でも可能であるから、天文學の傳來はアレキサンドルの征服以前に溯るものと訂正してもよいことを悟つたので、その意見をば、昭和五年の桑原博士還暦記念論叢の中に「支那印度の木星紀年法の起原について」と題して載せた論文の中にも、又昭和九年に岩波の東洋思想講座に出した「陰陽五行説」の中にも述べて置いた。尙戰國時代に於てペルシヤから天文學暦法等が傳來したことについては、佛國のマヌベロ氏の發表された説があつて、昭和四年の史學雜誌(四十卷、八號)にも、「先秦時代に於ける西方文明の影響」と題したものが出で居る。
- (4) 大正二年、藝文四ノ五、六、七、九、「支那上代の暦法」
- (5) W.C.White; Tombs of Old Lo-Yang(洛陽古城古墓考)1934. 此の古墓の出土品は一九二九年頃から漸次世上に現れたのである。
- (6) 東洋學報二ノ三、三ノ三、四ノ二、三、「書經の研究」
- (7) 昭和六年、川合教授還暦記念論文集、「五行説の起源及び發達」

(8) 昭和九年、岩波講座東洋思潮第四回、「陰陽五行說」

(9) 大正七年、藝文九ノ一、一二、「歲星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず。大正九年、藝文一一ノ八、九、一〇、一一、「再び左傳國語の製作年代を論ず」、「漢代に見えたる諸種の曆法を論ず」

(10) 新城博士の議論は左傳と呂氏春秋とを基礎として居るものであるが、それについては、屢々反駁を加へて置いた。東洋學報九ノ二、「再び左傳著作の時代を論ず」。一一ノ二、「支那の上代に於ける希臘文化の影響と儒教經典の完成」。支那古代史論。支那曆法起原考。等。

(11) 昭和八年、東洋學報二ノ一、「段墟文字の年代」

(12) Illustrated London News; Apr. 20, 1935.

(13) 昭和三年、支那學第四卷第四號、「周初の年代」

(14) 大正七年、史林第三卷第一號、「二十八宿の傳來を論ず」

(15) 市村博士古稀記念東洋史論叢。

(16) 史學雜誌第四十五卷第四、五號。

(17) 史學第十五卷第三號。

(18) 觀堂集林卷一。

(19) 前掲「周初の年代」

(20) 東洋學報一七ノ四、一八ノ一。支那曆法起原考。

(21) 東洋文庫論叢第二十二(昭和十年)、「左傳の思想史的研究」

(22) 前掲、史學雜誌第四十五卷第四、五號。

(23) 「春秋」の四時の配當の不自然なることについては、津田博士も夙に疑を挾んで、滿鮮地理歴史研究報告卷六「上代支那人の宗教思想」の中に、それを論じてある。

(24) 前掲、市村博士古稀記念東洋史論叢。

(25) 東方學報京都第六冊、能田忠亮氏の「詩經の日蝕に就て」の中に、平山小倉兩博士とハートナー (Willy Hartner) 氏の説とが紹介してある。

(26) 昭和四年六月、天文月報一二ノ六に、英國の天文學者、フォザリンガム氏の「カルデア天文學に負へるギリシャ天文學」といふ論文が、Observatory, Oct. 1928 から譯載してあるが、これは非常に有益なものであつて、バビロンの天文學の歴史がよく了解される。

(27) 初昏の意義に二種あることは、大正十一年東洋學報一二ノ一に於て、拙著「支那古曆法餘論」の中に説いて置いた。その後、又昭和五年同學報一八ノ三に於て、「堯典の四中星に就いて」の中にも述べて置いた。